7337

H25.4.5

特定非営利活動法人　超健康研究会　　定　款

第　1　章　　総　　則

(名称)
第１条　　この法人は、特定非営利活動法人　超健康研究会　　という。

(事務所)
第２条　　この法人は、主たる事務所を
東京都中野区東中野三丁目１６番１８号藤和東中野コープ
２１４　に置く。

(目的)
第３条　　この法人は、広く一般市民を対象として、近年著しく変化する社会的格差、及び災害などの生活環境の中、健康・精神不安の諸問題を予防医学的見地から、医師、セラピスト、ケースワーカ、及び栄養士等の専門知識を基軸として精神保健の実践的コンサルティングに努め、その活動を通じて広く医療及び福祉の公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)
第４条　　この法人は前条の目的を達成するために次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（２）社会教育の推進を図る活動
（３）地域安全活動
（４）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)
第５条　　この法人は、前３条の目的を達成するために特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（１）健康に関するセミナー・研修・講演会の主催事業
（２）総合医療を理念とした健康づくりや疾病予防に関するコンサルティング（アドバイザー）事業
（３）「健全な生体維持」エネルギー測定・調整のセミナー事業
（４）食の安全を訴求し食と農と環境問題に関する事業
（５）健康に関する機関誌・書籍企画及び発刊事業

２　この法人は、その他の事業を行う。

（１）物品販売事業

３　前項に掲げる事業は、第１項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第１項に掲げる特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第　2　章　　会　員

(会員の種類)
第６条　　この法人の会員は次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
（２）賛助会員　この法人の目的に賛同した賛助するために入会した団体

(入　会)
第７条　　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。
３　理事長は、前項の申込みがあったときは正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
４　理事長は、第２項のものの入会を、認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)
第８条　　会員は総会において、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)
第９条　　会員が、次の一に該当する場合に於いては、その資格を喪失する。

（１）　退会届の提出をしたとき。
（２）　本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け又は会員である団体が消滅したとき。
（３）　除名されたとき。
（４）　継続して一年以上の会費を滞納したとき。

(退　会)
第１０条　　会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意で退会することができる。

(除　名)
第１１条　　会員が次の各号の一に該当する場合には総会の議決によりこれを除名することができる。

（１）　この定款に違反したとき
（２）　この法人の名誉を傷つけ、又は法人の目的に反する行為をしたとき

(拠出金の不返還)
第１２条　　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第　３　章　　役　　員

（種別及び定数）
第１３条　　この法人には、つぎの役員を置く。

（１）理事　　３人以上　　１５人以内
（２）監事　　１人以上　　２人以内

２　理事のうち１人を理事長とし、２人以内を副理事長とする。

（選任等）
第１４条　　理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

２　理事長及び副理事長は理事の互選とする。
３　役員の内には、それぞれの役員についてその配偶者、若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　法第２０条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることはできない。
５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職　務）
第１５条　　理事長は、この法人を代表しその業務を総理する。.

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があったとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を施行する。
４　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）理事の業務執行を監査する。
（２）この法人の財産状況を監査する。
（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正行為又は、法令、若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（４）前号の報告をするために、必要がある場合には総会を招集すること。
（５）理事の業務執行の状況又は、この法人の状況について理事に意見を述べること。

（任　期）
第１６条　　役員の任期は２年とする。但し再任は妨げない。

２　補欠のため又は増員により就任した役員の任期はそれぞれに前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
３　役員は辞任又は任期満了に於いても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)
第１７条　　理事又は監事の内、その定数の３分の１以上を超えるものが欠けたときは延滞なく、これを補充しなければならない。

(解　任)
第１８条　　役員は次の各号の一に該当する場合には総会の議決により、これを解任することができる。

（１）　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められたとき.
（２）　職務上の義務違反、その他、役員としてふさわしくない行為があったとき。

２　前項の」規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)
第１９条　　役員はその総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を遂行する為に要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第　４　章　　会　　議

(種　別)
第２０条　　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)
第２１条　　総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)
第２２条　　総会は、以下の事項について議決する。

（１）定款の変更
（２）解散及び合併
（３）会員の除名
（４）事業計画及び収支予算並びにその変更
（５）事業報告及び収支決算
（６）役員の選任又は、解任、職務及び報酬
（７）入会金及び会費の額
（８）借入金（その事業年度内の収入を以って、償還する短期借入金を除く。第４９条に同じ）
（９）新たな義務の負担及び権利の放棄
（１０）解散における残余財産の帰属先
（１１）事務局の組織及び運営
（１２）その他の運営に関する重要

(総会の開催)
第２３条　　通常総会は、年一回開催する。

２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）理事長が必要と認め招集の請求があったとき。
（２）正会員総数の５分の１以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
（３）監事が第１５条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)
第２４条　　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は前条第２項第１項及び第２号の規定による請求があったときは、その日から２０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により開催日の少なくとも５日前までに、通知しなければならない。

(総会の議長)
第２５条　　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)
第２６条　　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)
第２７条　　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)
第２８条　　各正会員の表決権は平等なものとする。

２　やむを得ない理由により、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し又は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決には加わることができない。

(総会の議事録)
第２９条　　総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所
（２）正会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)
第３０条　　理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)
第３１条　　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

（１）　総会に付議すべき事項
（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）　その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)
第３２条　　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）　理事長が必要と認めたとき
（２）　理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)
第３３条　　理事会は、理事長は招集する。

２　理事長は、前条第２項の規定による請求があったときは、その日から１０日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)
第３４条　　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)
第３５条　　理事における議決事項は第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は，理事総数の過半数を以って決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)
第３６条　　各理事の表決は平等なものとする。

２　やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事には、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の決議については、特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることができない。

(理事会の議事録)
第３７条　　理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１） 日時及び場所
（２） 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（３） 審議事項
（４） 議事の経過の概要及び議決の結果
（５） 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名が記名押印又は署名押印しなければならない。

第５章　資　産

（資産の構成）
第３８条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１） 設立当初の財産目録に記載された資産
（２） 入会金及び会費
（３） 寄付金品
（４） 財産から生じる収入
（５） 事業に伴う収入
（６） その他の収入

（資産の区分）
第３９条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）
第４０条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

第６章　会　計

（会計の原則）
第４１条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則にしたがって行わなければならない。

（会計の区分）
第４２条　この法人の会計は、次のとおり区分する。

（１） 特定非営利活動に係る事業会計
（２） その他の事業会計

（事業年度）
第４３条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）
第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第４５条　前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）
第４６条　予算超過、又は予算外の支出に充てるため予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第４７条　予算成立後やむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加または、更正をすることができる。

（事業報告及び予算）
第４８条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰越すものとする。

（臨機の措置）
第４９条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第　７　章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第５０条　この法人が法第２５条第３項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、且つ、所轄庁の認証を得なければならない。
（１）目的
（２）名称
（３）その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
（４）主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
（５）社員の資格の得喪に関する事項
（６）役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
（７）会議に関する事項
（８）その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
（９）解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
（１０）定款の変更に関する事項

２　この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解　散)
第５１条　　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の決議
（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の予定不能
（３）正会員の欠亡
（４）合併
（５）破産手続開始の決定
（６）所轄庁による設立の認証の取り消し

２　前項第１項の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)
第５２条　　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合　併)
第５３条　　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の４分の３以上の決議を経て、且つ所轄庁の認証を得なければならない。

第　８　章　　公告の方法

(公告の方法)
第５４条　　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に記載して行う。

第　９　章　　事　務　局

(事務局の設置)
第５５条　　この法人に、この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

２　事務局には、事務局張及び必要な職員を置く。

(職員の任免)
第５６条　　事務局長及び職員の任免は理事長が行う。

(組織及び運営)
第５７条　　事務局の組織及び運営に関し必要事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第　１０　章　　雑　　則

（細　則）
第５８条　　この定款について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附　則

１・　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２・　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条の規定にかかわらずこの法人の成立の日から平成２１年６月３０日までとする。

３・　この法人の設立当初の事業年度は、第４３条の規定にかかわらずこの法人の成立の日から平成２１年３月３１日までとする。

４・　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４４条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

５・　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

会　員　２種	入　会　金	年　会　費
正　会　員（個人）	５，０００円	１２，０００円
正　会　員（団体）	１０，０００円	６０，０００円
賛助会員　（団体）	０円	一口　５０，０００円 （１口以上）

６．　この法人の設立当初の役員は、次のとおりである。

役職名	氏　　名	備　　考
理　事	関谷　尚良	理事長
理　事	齋藤　行正	副理事長
理　事	渡辺　公夫	
監　事	笠原　優二	

この定款は、平成２０年８月１５日認証を受けた
特定非営利活動法人　超健康研究会の定款原本で
あることを証します。

平成２４年１１月１９日

特定非営利活動法人　超健康研究会

理事長　竹田　珠美　[redacted]